

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク指定管理者募集要項

はじめに

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクは、養蚕・絹織物の振興を図り、もって市民の活動拠点及び生涯学習の増進に寄与することを目的とした施設であります。このたび「浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例」に基づき、令和9年4月1日からサン・シルクを管理運営する指定管理者の募集を行います。

1. 目的

この要項は、「浦添市養蚕絹織物施設サン・シルクの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）」第26条の規定に基づき、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク（以下「サン・シルク」という。）の管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 指定管理者が行う業務（条例第23条）

- (1) 養蚕絹織物事業に関する市民見学及び体験に関する業務
- (2) サン・シルクの維持管理に関する業務
- (3) 利用料金の収受及び返還に関する業務
- (4) サン・シルクの利用の許可等に関する業務
- (5) その他施設の運営に関する業務

3. 指定管理者が行う業務の範囲

「浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク管理運営に関する業務仕様書」による。

4. 指定管理者の指定

指定管理者については、条例第26条の規定に基づき、サン・シルクの管理運営を行わせるに最適な法人等を選定し、市議会の議決を経て指定管理者として指定します。

5. 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）

6. 施設の概要

(1) 名称

浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク

(2) 所在

浦添市伊奈武瀬一丁目7番2号

(3) 建物の概要

①建築構造 鉄筋コンクリート2階建

②建築面積 342.00 m²

③延床面積 629.39 m²

(4) 利用状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	利用者数(人)	利用者数(人)	利用者数(人)
養蚕施設(1階)	509	497	479
織場等(2階)	1,956	2,075	2,061
施設見学者	295	492	256
イベント来場者	220	300	473
機織り体験者	105	151	258
ショップ来店者	502	599	408

7. 開館時間

原則として午前9時から午後5時まで

※指定管理者は、必要があると認めるときは、浦添市市民部経済文化局産業振興課(以下「産業振興課」という。)の承認を得て、開館時間を変更することができます。

8. 休館日

(1) 月曜日

(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

9. 収入及び経費等

(1) 管理業務に要する経費

サン・シルクの管理運営に係るすべての経費は、管理運営委託料及び利用料金並びにその他収入をもって充てるものとします。浦添市が支払う委託料の金額及び支払方法については、年度ごとに締結する協定書で定めます。

(2) 市が支払う管理運営委託料

①管理運営委託料の考え方

管理運営委託料の額は、市の予算額の範囲内で協定において定めるものとする。

②参考額

R7 管理運営委託料（年額） 11,635,000 円（消費税含む）

(ア) 指定管理業務に係る直近 3 年間の収入実績 (円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
管理運営委託料	12,370,000	11,585,000	11,635,000
利用料金・その他収 益	409,708	588,050	564,407
小計	12,779,708	12,173,050	12,199,407
利益還元額	-426,089	-95,107	-180,006
合計	12,353,619	12,077,943	12,019,401

(イ) 指定管理業務に係る直近 3 年間の支出実績 (円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
人件費	4,605,612	4,654,118	3,155,454
需用費	2,240,508	2,473,184	2,345,541
役務費	604,704	591,661	584,862
委託費	3,110,875	3,439,225	4,546,505
修繕費	389,893	83,040	88,220
賃借料	269,576	143,242	181,611
その他	251,937	502,400	875,100
合計	11,473,105	11,886,870	11,777,293

10. 応募要件

- (1) 事業計画書による施設の管理運営が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 養蚕絹織物施設の設置目的及び指定管理者導入の趣旨を十分理解し、施設の管理運営を効果的効率的に達成できる団体であること。
- (5) 県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。
- (6) 法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、個人での応募はできません。また、次の事項に該当する者は、応募することができませ

ん。

- ア 国税、県民税及び市町村税を完納していない者
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ウ 応募書類提出時点において、浦添市から指名停止を受けている法人
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条、浦添市暴力団排除条例（平成 23 年 6 月 29 日浦添市条例第 14 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員に該当、又は関係している者。
- オ 過去 2 年以内に浦添市又は他の公共団体から指定管理者指定の取消を受けている者。
- カ 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられているものがある法人等であること。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きをしている法人等であること。
- ク 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体。

※グループによる応募

- ① グループにより応募する場合は、代表団体を定めてください（他の団体は、当該グループの構成員とします）。
- ② グループの構成員は、他のグループの構成員になること又は単独で応募することはできません。
- ③ グループの構成員すべてについて、応募要件(6)アからエクのいずれにも該当しない団体である必要があります。
- ④ 申請後の代表団体及びグループの構成員の変更は認めません。

11. 募集要項等揭示期間

令和 8 年 6 月 30 日（火）から令和 8 年 8 月 24 日（月）

※募集要項及び応募に必要な様式等は、浦添市ホームページからダウンロードして下さい。窓口での配布はいたしません。

12. 申請書類受付期間

令和 8 年 8 月 10 日（月）から令和 8 年 8 月 24 日（月）

（土日及び祝日を除く午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時）

13. 申請書類提出先

浦添市市民部経済文化局 産業振興課（浦添市役所庁舎 5階）

※持参にて窓口へ提出すること。郵送、FAX及び電子メールによる提出不可。

14. 提出書類

番号	提出書類	様式	提出部数	
			正	副 (コピー)
1	指定管理者指定申請書	様式 1	1	1
2	グループ応募申出書及びグループ申請委任状 (※グループ応募の場合のみ)	様式 2 様式 2-1	各 1	1
3	団体の概要調書 グループで申請する場合は、構成団体ごとに作成すること	様式 3	1	7
4	指定予定期間内の事業計画書	様式 4	1	7
5	指定予定期間内の自主事業計画書	様式 5	1	7
6	指定予定期間内の自主事業予算計画書	様式 5-1	1	7
7	指定予定期間内の収支計画書（積算根拠）	様式 6	1	7
8	定款又は寄付行為及び登記簿の謄本 (法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)		1	-
9	①団体の概要がわかるもの（役員等名簿、従業員数、会社概要等） ②応募書類を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び前事業年度における事業報告書 ③貸借対照表及び損益計算書（法人以外の団体にあっては、応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び全事業年度の収支決算書）		各 1	-
10	納税証明書 ①法人の場合は、国税、県民税・市町村民税の各納税証明書 ②その他の団体の場合は、代表者の納税証明書（国税、県民税及び市町村民税）		1	-
11	プレゼンテーション参加者名簿	様式 7	1	1

12	指定管理者指定申請に係る質問書 (希望者のみ・7/29迄にメールで提出)	様式 8	1	-
13	説明会・施設見学会参加申込書 (希望者のみ・7/8迄にメールで申込)	様式 9	1	-
14	応募資格に関する誓約書	様式 10	1	

※提出に際しては上記 1～11 の書類順 (資料も含む) に A4 フラットファイルに正本 1 部、副本 (コピー) 7 部提出をお願いします。

※申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。また、提出された書類は、必要に応じ複写及び情報公開の請求により開示することがあります。ただし、個人情報保護条例の保護措置の規定のものを除きます。

※グループで応募する場合は、代表団体が書類を取りまとめて申請することとします。

※市が必要と認める場合は、申請者に対して説明又は追加の資料の提出を求めることがあります。

15. 説明会及び施設見学会の開催

サン・シルク指定管理者応募方法等に係る説明会及び施設見学会を開催します。

(※希望者のみ)

※開催日時及び場所

	開催日時	開催場所
説明会	令和 8 年 7 月 10 日 (金) 14 時 00 分～	サン・シルク 2 階
施設見学会	説明会終了後	サン・シルク

※ 説明会及び見学会に参加される団体は、参加申込書 (様式 9) にて、7 月 8 日 (水) までに、電子メールによりお申込みください。なお、参加者は 1 団体 3 名以内とします。申込先: 「10 頁 24. 問い合わせ先」参照

※ 説明会当日は、本要項のほか、別紙「浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク指定管理者業務仕様書」及び「浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク指定管理者様式集」をご持参ください。

16. 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

応募に関する質問がある場合は、令和 8 年 7 月 15 日 (水) から令和 8 年 7 月 29 日 (水) 午後 5 時までに質問書 (様式 8) に記入のうえ、電子メールによ

り「10 頁 24. 問い合わせ先」までご質問ください。来訪及び電話による質問は受け付けません。

(2) 質問の回答

質問者及び説明会に参加された団体には、令和 8 年 8 月 5 日（水）までに、電子メールで回答します。その他の応募者には、市ホームページで回答を公表します。

17. 指定管理者の選定等

(1) 選定方法

プロポーザル方式を採用し、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査により、指定管理候補者を 1 団体選定します。選定は、浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク指定管理者候補者選定委員会により行われます。その後、市議会の議決を得て正式決定となります。

- ①書類審査：提出書類により応募資格等を審査する。
- ②プレゼンテーション：選定委員会において、提案内容の説明（プレゼンテーション）及び質疑の審査を行う。

(2) 選定の基準

指定管理者の審査は以下の基準に基づき総合的に行います。採点基準については、別紙の配点基準表のとおりとします。

- ① 事業計画書によるサン・シルクの管理運営が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画書の内容がサン・シルクの効用を最大限に発揮できるものであること。
- ③ 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 事業計画書に沿ったサン・シルクの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している者であること。
- ⑤ 市の養蚕・絹織物の振興を図ることができる法人及び団体であること。

(3) 次点候補者の取扱い

選定された指定管理候補者が選定を取り消された場合や、指定後に指定管理者側から辞退の申し出があった場合等は、次点候補者を指定管理者候補として、指定や協定締結の交渉を行うものとします。

(4) 審査結果の通知及び公表

選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者としてふさわしい法人等を選定、地方自治法の規定に基づき議会の議決を経て、指定管理者として指定します。なお、選定結果については全申請者に文書で通知するとともに、市ホームページで公表します。

18. 選定審査対象除外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- (3) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
- (4) 募集要項配布期間から選定期間中に、応募者が指定管理者候補者選定委員会委員等に対し、選定審査に関して照会するなど、本公募に関して個別に接触したとき。
- (5) その他不正行為があったとき。

19. 協定の締結

- (1) 指定管理者として指定された団体は、指定期間全般についての「基本協定」及び年度ごとの「年度協定」を、浦添市と締結するものとします。
- (2) 当初の基本協定は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで、年度協定は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までを予定しています。
- (3) 市と指定管理者は、事業内容に関する事項及び管理に関する定めのない事項が生じた場合について協議の上、協定を締結することとします。
- (4) 協議書の解釈に疑義が生じた場合、または、協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者者は誠意を持って協議するものとします。

20. 協定に関する事項

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 業務範囲に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払う管理費用に関する事項
- (6) 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他市長又は指定管理者が必要と認める事項

21. 協定が締結できない場合について

指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することになったときは、指定を取消し協定の締結をしないことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況等の悪化により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう等、指定管理者として不相当と認められるとき。
- (4) 応募資格を喪失したとき。

22. 業務の引継ぎについて

業務の引継ぎについては、以下の点に留意してください。

- (1) 公的な役割及び円滑な市民サービスの継続について重視し、関係団体及び組織等との協力及びその利活用に努めること。
- (2) 指定期間の終了等による業務引継にあたって必要な経費は、指定管理者の負担とします。

23. 選定スケジュール

年度	期 間	内 容
8年	6月30日(火)～8月24日(月)	募集要項の配布(市ホームページ掲載)
〃	7月10日(金)14:00～2時間程度	説明会及び施設見学会
〃	7月15日(水)～7月29日(水) 17:00まで	質疑の受付期限
〃	8月5日(水)	質疑の回答期限
〃	8月10日(月)～8月24日(月)	申請書類の提出期間
〃	9月7日(月) ※予定	プレゼンテーション
〃	9月中旬	指定管理者候補者の選定通知
〃	12月中旬	12月議会で議決

※プレゼンテーションについては、参加者は3名以内(様式7提出必須)とします。説明時間については20分以内とし、その後、選定委員による10分間の質疑を行います。

※プレゼンテーション日時や場所、方法については、該当する申請者に対して後日文書で通知します。

24. 問い合わせ先

浦添市市民部経済文化局 産業振興課（雇用創生係）

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号 浦添市役所5階

TEL 098-876-1298（直通）

E-mail sangyo@city.urasoe.lg.jp